

一、副議長（渡井明君）理事者から提案理由の説明を求めます。
一、助役（藤崎俊夫君）議案第百十号 福生町清掃条例の一部
を改正する条例について説明を申し上げます。現在条例で
一樽につき三十円としてあり、し尿汲取は昭和三十一年十月に
執行されたものでござります。その後人件費や諸物価昂騰
の著ろしく、是年五月に上げたくいという清掃業者から
数回にわたる料金改正の陳情があり、事は週日で報告申
し上げに通り、ござります。お金員協議会で説明申し
上げました通り、経折のうちにござるに付随する事、町
の補助が二四、実質三十円と決めたいとござるし、大額を基
礎として、その後人件費、諸物価の値上げ等を考慮に
入れまして値上げ率を不ふけ、まして一樽当りにつ
いても四十円を上げにござるという事は、連々申し上げに通り、

ござります。又週日の全協に近隣市町村の資料を以て配布を
申し上げに通り、大体その案でござるに改正をいたしてござる
うな状況であります。町で本町にござるしましては、来年一月一日
から、し尿の汲取料金を改正し、一樽につき四十円という
事で本案を提出した次第でござります。うでござる、以
て審議のほどお願い申し上げます。

一、副議長（渡井明君）ふいより質疑を行ないます。

一、十九番（田村祐一君）結論的には異議ありませんが、本件につ
いては住民の上下を問わぬ各格層に一番影響がある
ものであります。一つは根拠をばさうりしたさなければ
ござらないと思ひます。二つは便回をいたします。三つは特別清
掃地区の整備に關しまして、来文等とよく検討してござるの
と町長は、やるべき仕事を業者が代行してござるということに

ありまのや。今回は業者のストライキをやったようでありま
す。あのような争議をやるとは誠に好しい事ではない
と思ふ。当然物価や人件費の値上りについて町もいろいろ
検討する。然る経緯からして業者も今後どういふ争議に
訴える事は謹んでもらいたいと思ふ。私も承知する。
とき、業者と二業者を指定してしましてやってみて、
わかるやうにござります。か特定の業者だけを規定してしま
う。一方から苦情が来る場合、これは禁止項にふれる内
容でもうござります。どういふやうな承知からして、共同
何とします。この問題と合せてやはり許可制の問題を核
討するやうな必要に迫られるのであろうかと承知する。
るわけがあります。この条改正がある前に事務局に業
者から許可申請の希望があるやうに聞いてござります。値

上中と同時に見える。基本とはつきりさせるために同時
に審議するやうな必要はあろうかと聞いてござります。この
の資料と同時にふりかへる問題は学生委員会について帳
重審議するやうな承知する。理事者の回答を要
ける前に学生委員会に附ける審議の内容と承知する。
お聞きしたいと思ふ。

二十四番(吉田靖君) その点については別に審議してあり
ません。又さういふ話はあつたと聞きました。審議はして
あります。現段階としては承知してあります。

二十九番(田村祐一君) 是般の議案に附くさうな問題は、
つきりしてあつたかと思ふ。かわりか、さうい
う問題を審議する時には、良心的にさういふ問題を
同時に検討しなげばならない立場にあると思ふ。

又委員会の取り上げ方にもあると思ふ事のみ、私はさういふ
点も同時に検討して頂くたいという事を希望してし
ます。理事者にも何いいたしますか、値上げについては賛成
して下さるのか、現在の二業者ともう一業を不やれ、場
合、あるいは他の業者を採用するとうさうな考え方を現
在もそうあるのか、何いいたと思ひます。

一町長(瀬古清蔵君) さて、今田村議員から、此頃向かいでい
ますか、取扱料金の値上げという問題に對しましては直接
直接住民のつるかりの深い問題であります、慎重にも慎
重にのさねてきたわけであります。前から値上げの要望を
かきつかりましたか、わが福生町は指定してあります業者の
らではさう、さうする業者の組合から要求があるわけであ
ります。都下の各市町村はどういうふうに改正するか、

さう十分見きわめて措置したいという考え方を今日まで
止めてきたわけであります。従つて、さうして、さうして、
おして甚だ遺憾な点があるわけであり、おし、さういふ
議会の開催するところの時、直接行動をとつたという事
は遺憾の事でありまして、即刻業者を呼びまして、退去さ
せまして、強く注意申し上げたわけであり、後場に車
で押しかけて、さうある事は気がつかないわけであり、も
ちろん労務者にも直接話をするわけでもなく、使われて
いる、いわゆる町の指定業者にとり、事を申し聞かせまし
て退散させられたわけであり、当時の行動については、強く
指摘したわけであつた、この問題にとり、いまして、たゞ、さういふ指摘
がありまして、おし、たいといふ業者の措置に對しまして、私の
現段階の考え方を申し上げますと、現在の二業者で、又

使用してゐる車で人口等を調査しますと十分さしつかへ
ない段階にあるわけでありまゝのむしろゆとりがありまして
他の町村に働きに行つてゐる段階でありまして、さうした
現状である以上、業者は仕事をさせるという事がある事か
ら問題に考へなければなりません。もちろん先程も指摘のあり
ました通り、特別清掃地区の指定も受け、町で条例を定
めて取り締まる上にあります。その反面、業者は成り立つ面も
あるやうなわけは、注意はありしても本格的な町民に迷惑
をかける仕事はできないという見地からあると、現状階
としては、約五千人口にすぎまして、業者は使用していか
車と、労務員等を勤業してしまつてゆとりがあり、新たに
業者を入れるという事はとうとうものゝ、相当研究する余地が
あると思つてゐます。又今後現地も来年度はふさがるわけであ

ります。さうして今後の人口増にもなるつもりで、もちろん新たに
う一社業者を入れる事もけつこうだと思つてゐます。今の段階
としては無理と考へ、仕事の面で競争させるものになります
と業者はさう考へるやうな形になりましてはなからうか、それ
は取り締まるという面に對して十分すぎるという見地から今
の見解から業者を入れるという予定はしてあります。
しかし、人口がふさぐ場合はさしつかへないものと考へ
てゐる次第であります。

二十九番、田村初二君、さうして先程も意見を述べたわけであつて、
かもう少し再度さへして検討して見ますと、その批判さうい
ふものよりは、免れない点もあると思つてゐます。特定の業者、
今の形でありまして、福生町の特別清掃区域の許可業
者としては、二業者よりふさがないという事だと、独占企業の

性格をもつており、独占事業に對する一つの経営という面
から、取取り業者は各々方々では非常に矛盾をきたす
場合があり、各々値上げするところをゆき方では現在
福生町で独占事業の性格をもちながら、おかつ、政府から
制約を受けつゝあるのは大体武闘的な感じがあります。こゝで値
上げをするんだという事はけつこうするの、当然経済的に諸
物価、人件費等の値上げで改正しなければならぬのだとい
う事はわかりますが、しおしなから相当な額に値上げする事
は影響が及んでくる場合にありつゝ矛盾を起させないため
に今はいろいろないの、つゝある人々という、同種性をもた
せないと違反の対象になるの、おはなからうのと各々つゞりま
し、承の制度を除外する制度を、理事者が作るという事もあ
えらいます。このおかげでは、結論付けざるのみ、私は大さ

可視野に及ぶ、もう一歩進んだ方改はないかと思ひます。の
参考までに申し上げたいと存じます。

二副議長（渡井明君） おはかりなします。本日の会議事件の明図は
午後五時です。おはりますか、議事の都合上予の延長
いたしたいと思ひます。かゝるに、此異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一副議長（渡井明君） 此異議なしと認め、つゞ、今議時間は延
長する事に決定いたしました。

三三番（大久保一郎君） 前回の議案におきましては値上げ問題に
ついていろいろ難しい点があり、又いろいろ関係があり
ますので、その調査を厚生委員会にお願いしてあり、業者の
争議は別として、議案の心配してある問題を解決した上で値
上げの問題があるいはた、お話しをいたしました、業者をいれ

のとうとうとつう事について解決してこのの本末だと思つて、
理事側は厚生委員会にも話してやると思つて、その根本
的の点から審議してゐると思つてゐる。

二十回番（吉田清三） 厚生委員会に甘んじてゐるのではないかという
事、その点、当日協議会でもうして、その資料をもち
まして審議した結果、たしかにさういふ点があつたという事で、
又一般の国心はもつてないといふ点もあるわけだ、大久保議
員さんの指摘した点もあるといふ点、その点、どうして
かという事は話合つてあります。

二十回番（大久保一郎） 塩上町の問題について、田村議員さんの
言つてゐる、穀物価の値上りからいへば当然かと、思つて
す、その点、そのわけ、その議員は、その点、その問題、あつた
時に、それを知らず、その件、民から質問された時に、答へた、

きつと思つてゐる、さういふ問題があつたといふ事は、けつ
きり報告願つた上で審議すべきだと思つてゐる。

二十回番（吉田清三） 穀物の足りなかつた点、その点、思つてゐる、
この点を提案申し上げますと同時に、委員長から協議事
項の報告をしていただき、その後審議にあつたといふ事、順序
だと、思つてゐる、さういふ面、その点、その点、あつた、
思つてゐる、その点、その点、その点、先般の全農協議会に
おいて、担当者委員会において、たしかにその点を調査して行
つたわけであり、又私もその調査をしてゐる、
か、一般農家の汲取に及ぼして、両業者とも、塩上値上げ
したことはないといふ、さういふ、又調査の結果も裏付けと
いう段階でござい、その点、その点、その点、定まつてい
る、その点、その点、その点、例えは二十五日に行つた

ちまして復問せし意見と述べたのでござります。そこで、
いつか知らずかえと、この事を伺いました。それで、あらためて申し
上げたいと存じます。本件につきましては、番町民に影響
があり、議会でも審議する上に慎重を期さなければならな
いと思っております。因に、この点について、商いという考え方は
なく、今すぐ値上げをする具体的なものと、適確性のある
十分ふさわしく、資格業者があるならば、よく踏まえる
という事、例えば業者が申請の手続きを取ろうとしたか、正
式な手続きをしていないという事であり、その前提に及
びますと、大きな間違いであります。私は、値上げという
ものに對する矛盾性をなくすための思想体系を依り上
げるために、今、業者よりもさらに別の業者を、町の執行
の代行として、適正なものがあったら取り上げろ、という事

か、ないと、真の値上げにはならないと思っております。この点を慎重
に検討しなければならぬと思っております。先程町長は、現段階
に、わがままはあえまない、という意見が述べられて、わがままは、
私はもう一歩飛躍してあえまない、と、この値上げの
問題を即賛成するわけにはいかない、と、この点を十分検
討していただくべき、と思っております。

一、十、番、商、水、物、心、入、君、一、この値上げに對して、止むを得ないという
事は、田村議員と同じであります。けれども、われわれも議員であり
一市民の立場である以上、業者と不やかどうか、という事は
町長もよく承知して、同意であると思っております。ただ、業者を
他にすると、これは、到座する原因になるか、どうか、という
事は、ないと思っております。なん、人口が、不えて、参ります。の、で、
さういふ点はないと思っております。人口が、不えて、業者も、事を

ふやすというふうになりかえしてゆくと思ひます。この際
町長は一大決意をされて住民の要望にこたえてくれたと
思ふます。

一町長(瀬古清蔵君) 責任のある立場から申し上げますと、先程
の指摘と私の考え方はいささか違ひます。ただいまの商水
議員の発言に對しても、考え方、違ひがあるのだけれど
思ふ。と申しますのは今の段階としては、十分余力がある
という事と、私のところに右市町村より、指定業者について
という書類がきておるわけですが、これは昭島と、穂多町
の人で、秋田町の方は浅井さんという方で、福生町にたす
る事は責任はもたない。人口もふえなければ、こういう事
を申し上げただ、現段階としてはふやす必要はない。特別着
掃地区の指定を受け、取り締りをしていかなければならぬし



処理場も遺憾をかりなく、結局不完全を許すままのわけ
で、やめて処理場をふさぐ取り締りを強化する。又
業者をふやした場合は、地域的に分割し、取締り、マシという
ような事もあえて、今の段階としては業者をふやす
必要はない。しかし今後の人口増に對しては是伸やうと
いう事で書類を預けてあります。やめて建設される処理
場が完成し十分に紀生的に処理ができ、かつ人口増に伴
う、地域的に別けてやうな場合、三社でも田
社でも、けこうだと思ひます。現段階に於いては業者をふ
やして町民の批判がないうちに取締りと言つても責任が
ないという点も慎重に考えなければ、その点十分おき取
りたて、以審議預いたと思ひます。料金改正に伴ひ、付
託条件として業者をふやせという事は、遺憾をかり私と

